

# 審 査 基 準

令和元年12月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第94条第2項
処 分 の 概 要：免許証の再交付
原権者（委任先）：宮城県公安委員会（仮免許証の再交付については、宮城県警察本部長）
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請）
審 査 基 準：  （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：県運転免許センター、石巻、古川、仙南運転免許センター及び気仙沼警察署にあつては即日、南三陸警察署にあつては14日
申 請 先：県運転免許センター、石巻、古川、仙南運転免許センター、気仙沼警察署又は南三陸警察署交通課
問 合 せ 先：警察本部運転免許課（電話022-373-3601）
備 考：